

史料群としての長沙呉簡・試論

關 尾 史 郎

はじめに

のである。しかも魏・蜀・吳の三国のなかでは『三国志』呉書以外に史料の乏しい呉のものだつたことも、大きな関心を支えていたのではないだろうか。

一九九六年、中国・湖南省の省都長沙の中心地とも言うべき五一広場脇のビル建設現場から見つかった三国・呉時代の簡牘類（以下、「長沙呉簡」と略記）は、発見の第一報直後から内外の大きな関心を引き起こした。なによりも一〇万点以上とも言われた出土簡牘点数は、それまで中国各地で出土した簡牘の総計を上回る数であり、それが一箇所しかも口径三メートル余、深さ五・六メートル程度の小さな竪型井戸（96CWZJ22）から出土したからである。またこれまで中国国内で出土した簡牘のほとんどは後漢時代までのもので、三国時代以降のものは、西北辺境地域である樓蘭から出土した簡牘などごく一部をべつにすれば、きわめて限られていたことも一因にあろう。二世紀初頭、蔡倫により製紙技術が改良され、書写材料として紙が普及し始めてから一世紀以上が経過していたはずなのに、なお多種多様な簡牘が日常的に用いられていたことが明らかになつた

中国では、国家文物局の指導下、長沙走馬樓三国呉簡整理組（以下、「整理組」）や長沙走馬樓三国呉簡保護組などのチームがただちに組織され、整理組の成果として、大木簡と通称される吏民田家前の写真と釈文を収録した大型図録本【整理組（編）一九九九A】（本稿末尾の文献一覧参照。以下同様）と竹簡の写真・釈文からなる大型図録本【整理組（編）二〇〇三】が既に刊行され、今後も続刊が予定されている。

このような大型図録本の刊行と前後して研究成果も現われ始めている。わが国では、筆者も一員である長沙呉簡研究会が一九九九年九月に発足⁽¹⁾し、今までに報告集を二冊刊行したが【呉簡研（編）二〇〇一】・【呉簡研（編）二〇〇四】、前者は吏民田家前に關する、後者は竹簡に關する成果である。中国では二〇〇〇年四月に、整理組のメンバーでもある羅新（北京大学中国古代史研究中心）を中心

在京の若手研究者により呉簡研究班が組織され、最近その成果が公刊された【研討班（編）一〇〇四⁽²⁾】。またこれに続き、地元長沙の簡牘研究者である于振波（湖北大學歴史系）の成果も公刊をみた【于二〇〇四】。

しかし【整理組（編）一九九九A】に収録された吏民田家崩は二一四一点、【整理組（編）二〇〇三】に収録された竹簡は一〇五四五点で、合わせても一二六八六点にすぎない。とくに竹簡はそのごく一部が公表されたにすぎず、整理組のメンバーによる釈読作業はなお継続中である。さらに小型の木簡、木牘、封檢、および籤牌などについては、なお簡単な紹介にとどまつており、悉皆的な釈読作業はようやく緒についたばかりといったところである。また今までの研究の方向は、吏民田家崩や竹簡に見えている文字や語句の意味の確定に重点がおかれていたと言つてよいだろう。このような簡牘の内容を重視する傾向はとくに中国における研究に顕著であり、文字・語句の意味の確定から一步進んで制度の全体像に迫ることはあつても、簡牘の形態をはじめ、様式・性格・機能などの諸側面、さらにはそれと関連するが出土状況などに対する多角的な検討においては、見るべき成果が上がつているとは言ひがたいのが現状である。⁽³⁾このことは、簡牘を実見できるのがごく一部の研究者に限られてゐることを思えば、ある程度まではやむをえないことかもしれないが、少ない情報を手がかりにしながら、多角的な検討を試みることが無

意味だとも思えない⁽⁴⁾。むしろ長沙呉簡という史料群が画期的な意義を有しているのであれば、必要であるとさえ思う。

本稿では、多角的な検討の前提として、特定の簡牘や吏民田家崩といったような限定された簡牘群ではなく、長沙呉簡という史料群全体を取り上げ、その特質や傾向について考えてみたい。本史料群の意義もこのような作業を通じて再認識されると考えるからである。順序として最初に、多種多様な簡牘からなる長沙呉簡の分類に関する今までの成果を概観して問題点を探り、次いで長沙呉簡全体を对象として新たな整理と分類を試み、最後に史料群としての特質について簡単にふれてみたい。

一、長沙呉簡の分類に関する成果と課題

ここでは長沙呉簡の分類に関する中国での成果について概観し、問題点を指摘しておきたい。

発掘簡報【長工・長研一九九九】を増補した【整理組一九九九B】の分類を最初に掲げておこう。これは、大木簡である吏民田家崩の図録本【整理組（編）一九九九A】の冒頭に配されたもので、発掘に従事した宋少華・何旭紅の執筆にかかる。

(1) 【整理組一九九九B、三〇一~三五頁】の分類

関子賦税内容的簡牘

「吏民田家別」大木簡

賦稅類竹簡

属于戸稅性質的（竹）簡

属于算賦性質的竹簡

籤牌

木牘

關於戸口簿籍內容的簡牘

木牘

竹簡

關於其他內容的官文書簡牘

竹簡

木簡

木牘

籤牌

其他

名刺

信札

一見して明らかなるように、簡牘をその記載内容により先ず大別し、次に形態の一つである形状により区分している。このような区分の欠点は、内容が不明確な簡牘が捨象されてしまうことである。実際、【整理組（編）二〇〇三】の刊行により、右記のいずれにも当ては

まらない竹簡が少くないことが明らかになりつつある。⁽⁶⁾ また発掘簡報という性格上、やむをえないことかもしれないが、ここで分類の対象となつたのは簡牘が集中的に出土したため簡牘層とも言われる第二層から出土したものに限定されており、その下の第三層（J22(3)）から出土した木牘と封檢が排除されている点にも問題がある。

次に整理組のメンバーでもある胡平生の近年の成果を見てみよう。
(2) 【胡・李二〇〇四、六〇四~六二一頁】の分類

大木簡（嘉禾吏民田家別）

木牘（官文書）

司法文書

舉薦版

案查文書

竹簡

黃籍（戸口簿籍）

繳納各種賦稅的券書編聯而成的簿籍

官方調查統計的簿籍

按戶徵收錢物的簿籍

調查居住鄉間的州郡農吏家屬狀況的簿籍

作部工師及妻子的名籍

書信

ここでは、【整理組一九九九B】とは違つて、簡牘の形状・大きさ・材質などによつて先ず大別し、その上で内容や性格による細分が行われている。その場合重要なことは、簡牘の形状・大きさ・材質の違いがそのまま文書としての基本的な性格の違いとして把握されていることであろう。大型の木簡が吏民田家前、木牘が狹義の文書、竹簡が簿籍といつたぐあいにである。また【整理組一九九九B】では名刺に分類されてしまつた木牘を、新たに挙薦版とした点も評価できる。書信が簿籍に分類されているなど問題もあるが、中國における簡牘研究の第一人者である胡平生ならでは成果と言えよう。ただ大木簡以外の木簡が捨象されている（名刺がないのはそのためである）、さらには狹義の文書と簿籍を中心とした分類であるため、籤牌や第三層出土の封検などが対象外となつてしまふ結果に終わつてゐる。

このうち封検は第三層から出土したのみならず、八点と少数である。また大木簡以外の木簡も六〇点にすぎず、二〇〇〇点以上に上る大木簡には比べべくもない。しかしだからと言つてこれらを無視してよいわけはない。あらためてこれらを含めて分類を試みたい。

二、長沙吳簡の分類・I—形態と内容を中心として—

ここでは、あらためて長沙吳簡を相互の連関にも配慮しつつ、形

態や内容などから分類し、それぞれについて概観しておきたい。

(1) 吏民田家前（以下、「田家前」と略記）

通称大木簡と呼ばれているように、長さ四九・八～五六センチ、幅二・六～五・五センチの大きな木簡。吳時代の一尺は二三・五一二四・二センチなので【王一九九〇、三三三一页】、二尺強の長さをほこる。⁽⁸⁾ 全て【整理組（編）一九九九A】に写真と釈文が収録されている。頭頂部に「同」字または「同文」の二字を大書した上で、その下方に同じ文言を左右に書き分け、中央で縦に断割した。⁽⁹⁾ ようするに左右分券方式の券書だが、性格としては納税者の帳簿であり、⁽¹⁰⁾ 県（長沙郡臨湘県。当時は臨湘侯国）とその管轄下にあつた郷で分有したと考へられる。出土したのは、県、具体的にはその田戸曹で分有していた分である。帳簿という判断は、民戸の所属する丘名とその姓名・各年（嘉禾四（二三五）、同五（二三六）年）の保有田種とその面積・税額（米・錢・布）とそれぞれの納入年月日・納入先（倉吏・庫吏）・校閲年月日・校閲者（官職＝田戸曹史・姓名・「校」字。名は自署）が列記されているからである。

この吏民田家前と同じ大きさの以下のようないわせて出土しており、郷単独または複数の郷ごとにまとめて県に送達されたと考えられる。またこの大木簡を「吏民田家前」と呼ぶのも、これら表題簡に由来している。

① 南鄉謹列嘉禾四年吏民田家別頃畝旱孰收米錢布付授吏姓名年月

都崩 (4・1)

(2) 環・樂一郷謹列嘉禾四年吏民田家別崩如牒 (4・2)

(3) 東郷謹列四年吏民田家別崩 (4・3)

(4) □謹列嘉禾四年吏民田頃畝收錢布草如牒 (4・4)

いずれも「謹列」とあるので、性格としては広義の上行文書に含めて考えることができるが、機能的には券書、内容的には帳簿といふことに複雑な存在といつてよい。

なお断割面の形状から、左右分券以外に、左右中に三分割されるものがあった可能性が、胡平生・李均明、あるいは王素らによつて指摘されている【胡一九九八、四五頁】・【胡・李一〇〇四、一一四】・【一四一頁】・【李他一〇〇一、四八九～四九〇頁】・【王一〇〇四、一九〇四】。

この点に関しては、実見を含めた調査を必要としているが、左右分券と左右中分券の両種が併存していたとする、田家崩の性格自体なお検討の余地を残していることになる。

(2) 賦税納入簡

【整理組一九九九B】が「賦税類竹簡」、【胡・李一〇〇四】が「繳納各種賦税的券書編聯而成的簿籍」と呼んだ竹簡類である。長さ一五～一九センチ、幅一・一～一・五センチのものと、長さ一・一～一・三・五センチ、幅〇・五～一・一センチのものとがあり、一部の写真と釈文が【整理組(編)一〇〇三】に掲載されている。このうち【整理組一九九九B】が「属于算賦性質的竹簡」と細分し

たものは等しく冒頭に「入」字を書き、中ほどに「同」字もしくは「同文」が大書されており、①の田家崩と同じように左右分券方式の券書であったことがわかる。⁽¹³⁾ 断割された別片の冒頭には「出」字が書写されていたと考えられる。胡平生・李天虹は、賦税の納入者が書写されていたと考えられる。胡平生・李天虹は、賦税の納入者である民戸が別片を保有し、出土した「入」字片は官府で編綴して保存されていたとする【胡・李一〇〇四、六一七頁】。ただ田家崩のように、「出」字片が郷で保有された可能性は排除できない⁽¹⁴⁾、「入」字片の保有者が官府であるとしても、具体的に部署や官員などを特定する必要がある。中村威也がⅢ式簡としている竹簡は、この問題にも手がかりを与えてくれる【中村一〇〇四、五六頁】。

⑤右平郷入皮五十八枚 (8423)

⑥集凡諸郷起十二月一日訖卅日、入襍皮一百冊六枚□□□
(8259)

このうち⑤は、獸皮の納入例⁽¹⁵⁾とに賦税納入簡が作成され、それが納入者の郷⁽¹⁶⁾とに集約されたことを示しており（獸皮の枚数から判断して月⁽¹⁷⁾とに集計されたのであるうか）、おそらくは帳尻簡となつたのである。また⑥は、それがさらに集計され、某年一二月の獸皮の納入に関わる納入例全てに対する帳尻簡ということになろう。このような簡が賦税の納入先となつた倉や庫の吏によつて作成され（獸皮は庫吏の担当）、個々の賦税納入簡と一括の上、一定の間保有されていたと考える⁽¹⁸⁾ことができる。

そもそも所定の税種・税額を倉や庫の吏が受領した」とを証明するのがこれら賦税納入簡の機能であろうから、「入」字片は必ずは倉や庫の吏の手元に、対応する税種・税額とともに集積されたと考えることができよう。もつともそれではなぜ「入」字片が、県の田戸曹史が作成・保有していた田家莖とともに出土したのか、という問題は残る。

なお⑤・⑥をはじめ、帳尻簡には年次（賦課年次や書写年次など）が明記されていないが、この種の竹簡の多くは嘉禾元（一二三一）年と同二（一二三二）年のものであり、田家莖よりも若干だが早い時期に集中している。またそこに見える税種が、田家莖に記載された税米や租米に限定されず、まことに多岐にわたることについても既に言及がある【整理組一九九九B、一一頁】。

（3）賦税総帳木牘（賦税総帳木簡）

【整理組一九九九B】で、「閔于賦税内容的簡牘」中の「木牘」とそれでいるものである。この種の木牘の出土総数は不明だが、そこに紹介されているJ22-2499は、長さ一四・五センチ、幅が七・五センチなので、長さはほぼ一尺に相当する。某年の正月廿三日から廿六日までの四日間に州中倉に納入された米の総額（三百四十八斛五斗八升）とその内訳（税米・租米のほか、余力租米・八億錢米・金民限米・私学限米・佃吏限米・田畝布米・田畝錢米など）を列挙したものである。冒頭に同倉の吏である郭勲、馬欽、張曼、および周棟の名

が記され、末尾は廿六日の日付に続く「倉吏潘慮白」で結ばれてい。諸税の米の納入先となつた州中倉から、より上位の部署に送られた木牘と考えられるが、「叩頭死罪」とか「誠惶誠恐」とかいつた文言は見られない。先の賦税納入簡など他の簡牘と一緒に送られた可能性もありえよう。

（4）賦税関係司法木牘

【整理組一九九九B】で、「閔于其他内容的官文書簡牘」中の「木牘」、【胡・李一〇〇四】で、「木牘」中の「司法文書」とされているものである。両者に紹介されているJ22-2540と、後者だけに言及されている整理番号未詳の二点がある。2540は、長さ一五・二センチ、幅九・六センチで八行に及ぶ。これは発信者が錄事の潘琬、番号未詳牘は中賊曹掾の陳曠だが、内容的には等しく許迪が無断で官鹽を売却して米に代え、その大部分を倉吏に納入したもの、残りを着服して斬罪に処せられた案件に関するものである。

前者は督郵の、後者は「曹」の勅を受けて調査が行われたことを記

すが、宛先はともに「曹」となっている。また「叩頭死罪白」、「誠惶誠恐」という文言を共有しているので、県の功曹に宛てた上行文書であることは疑いない⁽¹⁷⁾。ただし功曹に宛てた上行文書が田家崩や賦税納入簡などとともに出土した理由は詳らかではない。

(5) 賦税関係鐵牌

【整理組一九九九B】で、「關於賦税内容的簡牘」中の「鐵牌」とされていて、「例六」として掲げられている J22-2587⁽¹⁸⁾と、J22-2696 とが該当する。前者は長さ七・五センチ、幅三・三セン

チで、両面に書写された文字から、州中倉に関する嘉禾三(一三三四)年の月旦簿に附されたものであることがわかる。また後者は、三州倉から州中倉に運ばれた嘉禾元(一三三二)年分の「雜米前」に附されたものである。内容などから判断して、月旦簿や雜米前に附されて州中倉に置かれていたと考えられる。

(6) 戸等・戸税簡

【整理組一九九九B】の「關於賦税内容的簡牘」中の「賦税類竹簡」で、(2)を除いた部分、すなわち「属于戸税性質的(竹)簡」、【胡・李二〇〇四】の「竹簡」中の「黃籍」(民籍)と、同じく「竹簡」中の「官方調查統計的簿籍」で、「調查居住鄉間的州郡縣吏家屬狀況的簿籍」(吏籍)や「作部工師及妻子的名籍」(師佐籍)とされているものである。名籍と通称され、記載内容と様式によつて、民籍・師佐籍・吏籍の三種に分類される【安部二〇〇四】。⁽²⁾の賦税納入簡や(6)の戸等・戸税簡などと同じ大きさの竹簡が用いられており、編綴の痕跡も確認される。三種のうちもつとも多い民籍は、戸主簡と家族簡に大別できるが、いずれも通常姓名と年齢のほか、続柄(戸主であれば「戸人」)や身体の状況などが記されており、最後に当該の戸全体の口数と訾数を記した簡が配置されることになつていた。

これら名籍簡の正式名称が年紀簿であったことは、以下のよう

郷名十身分(「男子」、「大男」など)十姓名十戸等十税額(錢)などが記された簡もある。

ただし納入年月日が記されておらず、また(1)や(2)のような券書ではなく、丘名の記載もない。したがつて単なる課税者の一覧とその集計のようなものだったのであろうか。少なくとも(2)とは大きさや材質を同じくするものの、性格や機能の点では大きく異なつてゐるものと考へられる。⁽¹⁹⁾

(7) 年紀簿

当時、上中下の三等戸制が行われていたことが判明する。また所属

標題簡の存在から知られる。

⑦南郷謹列嘉禾四年吏民戸數口食人名年紀簿 (9088)

⑧□小武陵郷□嘉禾四年吏民人名妻子年紀簿 (10153)

標題簡にも編綴の痕跡が等しく認められるので、郷⁽²³⁾とにまとめられて県衙に提出されたと思われる。また右の二点から、年紀簿には、嘉禾四(二三五)年のものが含まれていたことが確認できる。そしてこのような標題簡に対応する帳尻簡の存在も左のように確認ができるのである。

⑨□右小武陵郷領四年吏民一百九十四□・民口九百五十一人・吏

口口口口一千三百卅四錢 (4985)

ただ以下のような帳尻簡から、その作成や整理には、里も関与していたらしいことがわかる。

⑩右高遷里領吏民卅八戸・口食一百七八十人 (10229)

⑪右吉陽里領吏民卅六戸・口食一百七十三人 (10397)

したがつて年紀簿はまず里⁽²⁴⁾ごとに作成され、かつまとめられ、そ

の上で郷の審査を受け、郷の責任において県衙に提出されたと考えることができるのではないだろうか。この場合、郷を代表して年紀簿の作成と提出に責任を負つたのは、次に掲げる木牘からして各郷担当の勧農掾だったと判断できる。

(8)年紀簿作成木牘

【整理組一九九九B】の「關於戸口簿籍内容的簡牘」中の「木

牘」、「胡・李一〇〇四」の「木牘」中の「案査文書」にある。⁽²⁵⁾長さは一三三~一三三・五センチ、幅が四~五センチ。東郷勧農掾の殷連の作成にかかるJ22-2543と、広成郷勧農掾の区光や都郷勧農掾の郭宋らの作成にかかる整理番号不詳の計二点が知られている。「被書條列州(軍)吏父兄(子弟伙處)人名年紀為簿」なる文言が冒頭付近にあり、年紀簿作成の由来から始まり、内容の概要(州吏・父兄の員数など)が記されているので、郷から県衙に宛てて提出された年紀簿(この場合は吏籍か)に付されたものであろう。

いずれも嘉禾四(二三五)年八月二六日のものだが、重要なのは、田家荊と同じように頭頂部に「同」字が大書された上に、末尾に「破削(保據)」とある点だろう。ようするに田家荊と同じく左右分券方式の券書なのであって、この場合、郷勧農掾と県衙の關係部署の吏との間で分有されたのであろう。⁽²⁶⁾もちろん出土したのは、後者に保有されていた一方である。

(9)年紀簿調査木牘

【整理組一九九九B】の「關於其他内容的官文書簡牘」中の「木牘」、「胡・李一〇〇四」の「木牘」中の「案査文書」にある。⁽²⁵⁾該当するのは、長さ一三三・六センチ、幅六センチのJ22-2695だけだが、これは南郷勧農掾の番號が功曹の勅をうけ、管轄下にある人物の身分を調査した結果を功曹に報告した上行文書である。それは、冒頭の「叩頭死罪白」や末尾の「誠惶誠恐」などの常套句の存在か

ら証明される。郷に常備されていた年紀簿にむづびて正しい身分（この場合は「正印」であつて、「私学」には該当しないこと）を確認したのである。

(10) 私学木牘

【整理組一九九九B】の「其他」中の「名刺」、【胡・李二〇〇四】の「木牘」中の「举薦版」で、J22-2617と後者が紹介する整理番号未詳の一点が該当する。このうち2617は長さ一四・一センチ、幅は六・一センチなので、木牘と称すべきである。2617は、「私学」で長沙郡劉陽県の謝達を右郎中の寶通が推挙する趣旨の、

また嘉禾二（一一一）年の紀年を有する番号未詳牘は、同じく「私学」である南郡の周基を據の張闔が推挙する趣旨の内容をもつ。「私学」の解釈をめぐつては議論が分かれているが、文末の「舉」字だけでこれを「举薦版」⁽²⁸⁾とするのはなお躊躇される。

(11) 年紀簿関係籤牌

【整理組一九九九B】の「關於戸口簿籍內容的簡牘」中の「籤牌」にあたる。該当するものは、J22-2580とJ22-2620の二点である。前者は長さ一・二センチ、幅が三・一センチ、後者は長さ七センチ、幅二・一センチで、幅は同じだが、長さは大分異なる。前者には、「兵曹」なる標題の下に二行にわたって「徒作部工師及」

妻子本事」とあるので、師佐籍との関連が予想される。また後者には両面に「小武陵郷」の標題があり、その下に一面には「資民貸

食」今餘木所付」、別面には「守録人名本簿」とある。年紀簿中から特定の民戸だけを抽出した分に附されたものであろうか。

(12) 書信

【整理組一九九九B】の「其他」中の「信札」で、J22-2532やJ22-2538などがある。前者は長さ一四・一センチ、幅三・一センチ、後者は長さ一三・九センチ、幅三・四センチの木簡。⁽²⁹⁾ともに行書体で一行が認められ、後者は両面に書写されている。糺読は困難なようだが、形式的には「某白」で始まり、「某白」で結ばれている。

なお【胡・李二〇〇四】が、「竹簡」中の「官方調査統計的簿籍」に「書信」としているものは、これらとは別の、臨湘国相の某靖と同じく丞の某祁とが連名で出した上行文書であり、嘉禾元（四三一）年の紀年を有する。

(13) 名刺

【整理組一九九九B】の「其他」中の「名刺」で、J22-2697はかがある。長さ一四・一センチ、幅三・一センチの木簡。⁽³⁰⁾長沙郡益陽県を本貫とする黄朝のものであるが、別面は黄先の習書になっている。黄朝が臨湘国に持参したものであろうか。

(14) 封檢

第二層から出土したもので、前節の成果では分類外におかれたものであるが、これについては糾山明が既に論及している【糾山二〇

○一、一五八〇一五九頁】出土した八点のうち、糧山が紙の書信を封緘するためのものとしたJ22(3)2659は、長さ一〇センチ、幅六センチ。中央部分にある封匣の厚さは〇・九センチで、上書きは「□吏衛潤叩頭死罪」□とある。また糧山が簡牘を封緘するためのものとしたJ22(3)2639は、長さ七・六センチ、幅六・三センチ。封匣の厚さは一センチで、上書きは「書□臨□廷以□匱龍」一〇〇年□□廿日□□□とある。詳細な内容は不明ながら、黃龍一(一一三〇)年の紀年を有しており、文書木簡に利用された可能性を示唆してゐる。あるいは糧山が物品の証明のために用いられたと推測したJ22(3)2660は、長さ一二センチ、幅五・五センチで、封匣の厚さは一・六センチ。「長沙安成錄簿笥」という上書きがある。長沙郡安成県にまつわる帳簿を入れた箱に付されたのである。

これらは、写真【整理組一九九九B、黑白版六】や解説・釈文【同上、一一三〇一四頁】などから判断する限り、総数は少量ながら多様であつて、一括して第三層にあつた理由は不明といふほかない。狭義の文書や帳簿とは異なり、封檢としての共通した機能からして早期に廃棄されたということなのだろう⁽³¹⁾。ただ多様な簡牘が出土したなかで、紙の書信を封緘した可能性のある封檢が出土していることは、留意しておく必要があるだろう。

(15)その他（各種竹簡）

【整理組一九九九B】が、「関子賦税内容的簡牘」中の「竹簡」

(16)その他（各種木牘）

として掲げるものには、(2)、(6)、および(7)のいずれにも分類できなものがある。5-1669、6-2277、および11-4601などであり、その一部は、【胡・李一〇〇四】が、「竹簡」中の「官方調査統計的簿籍」で、「按戸徵收錢物的簿籍」としていふものに相当するが、内容的にははるかに多様である。上の二点は、【整理組（編）一一〇〇三】に写真と釈文が収録されているが、賦税の納入や転運に関することはほぼ確実ながら、具体的な分類はなお今後の課題である。⁽³²⁾

また【整理組一九九九B】が、「関子其他内容的官文書簡牘」中で言及してゐる6-2171、6-2301、および11-4396なども、竹簡である。このうち最後の11-4396については、【胡・李一〇〇四】においても、「竹簡」中の「官方調査統計的簿籍」で、11-4392とともに「書信」として掲げられているが、これら四点はいずれも公文書の一部と考えられるものであり、6-2171と11-4396はともに嘉禾元（一一三一）年の紀年を有している。

(16)その他（各種木簡）

【整理組一九九九B】が、「関子其他内容的官文書簡牘」中で言及しているべし、J22-2561、J22-2564が該当する。前者はこのほかの四点とともに、【西林（監修）一一〇〇四、九七頁】に「小木簡」として紹介されている。多くは単独簡ではないようだが、詳細は不明である。

【整理組一九九九B】が、第三層からの出土品として紹介する一二点がこれに該当する。このうち文字が確認できるのは七点だけだが、田家崩などに頻出している殷連や張揚の名が見えている

J22(3)2634 のようなものが含まれているので、第三層出土の木牘（封檢も同じであろう）が作成年代において第二層出土の各種簡牘類よりも先行していると考えることには困難である。ただ J22(3)2626 のように鹿と思しき動物を下端に描いたものもあり、内容的にはまちまちで、共通点は捕捉できない。ただ上行文書や帳簿にあたるものはないようで、重要度からすれば低いものであり、そのことが早期の廃棄という結果をもたらしたということは十分に考えられる。

以上、本節では形態や内容などを手がかりとして長沙呉簡を一七種に分類してみた。「その他」とした(15)～(17)の具体的な内容についてはなお不明な点が少なくないが、私的に用いられた明証のあるものは見当たらず、(1)以下、(13)の「名刺」も含めて全て官府ないしは官員の作成にかかるものと判断して大過なかろう。次節ではこの結果をふまえつつ、一七種について、より大きな区分を試みたい。

三、長沙呉簡の分類・II—性格と機能を中心として—

前節では多様な内容をほこる長沙呉簡を、主として形態や内容などによりながら、一七種に分類してみた。これらの多くは内容的に

賦税に関連するもの、名籍や身分に関連するもの、およびその他に大別することができる。具体的にこれを示せば、左記のようになる。

(I)賦税に関連するもの

- (1)田家崩、(2)賦税納入簡、(3)賦税総帳木牘（木簡）、(4)賦税関係司法木牘、(5)賦税関係籤牌

(II)名籍・身分に関連するもの

- (6)戸等・戸税簡、(7)年紀簿、(8)年紀簿作成木牘、(9)年紀簿調査木牘、(10)私学木牘、(11)年紀簿関係籤牌

(III)その他

- (12)書信、(13)名刺、(14)封檢、(15)その他（各種竹簡）、(16)その他（各種木簡）、(17)その他（各種木牘）

さてこのうち、(1)は臨湘侯国の県衙のなかでは、田戸曹をはじめ、倉曹や庫曹に関連するものであり、(2)は同じく田戸曹に関連するものである。すなわち(I)・(II)の多く、いやほとんど全てが直接と間接の違いこそあれ、田戸曹に関連する簡牘なのである。この点についてもう少し詳しく検討したい。

(1)の田家崩が納稅者の帳簿であり、最終的に田戸曹史の校閲を経ていることから、田戸曹において分有・保持されたいたと考えられることは述べたとおりだが、その田家崩の作成にあたって参照されたのが、(2)の賦税納入簡であろう。これは当初、納入された賦税と

ともに納入先の倉や庫に集積されていたが、田家前の作成にともなつて田戸曹に集められたのである。⁽³³⁾ (3)の賦税総帳木牘（木簡）は、特定の倉の特定の期間に限定された内容をもつが、(5)の賦税関係籜牌などとともに、なんらかの事情によって(2)に合わせて田戸曹に届けられたという可能性は想定できよう。⁽⁴⁾ の賦税関係司法木牘は宛先こそ功曹だが、内容的には倉吏が関与しており、某倉の納入状況にも関わってくる。したがって(2)の田戸曹への送付と田家前の作成に際して、関連資料とされたのではないだろうか。ただ出土したものが、功曹に宛てられた正文であったか否かは不明である。

一方の(II)だが、(7)の年紀簿が田戸曹において分有・保持されていたことは疑いない。⁽⁶⁾ の戸等・戸税簡も同様だろう。また(8)の年紀簿作成木牘も年紀簿に付されていたと考えられている。⁽¹⁰⁾ の私学木牘や(11)の年紀簿関係籜牌が、田戸曹に保持されていた積極的な理由は見出せないが、否定的に考へることもできない。⁽⁹⁾ の年紀簿調査木牘は、(4)と同じように功曹に宛てられたものだが、特定の戸の身分に関わるものなので、内容的には田戸曹が把握していた（すべき）案件だったはずで、正文以外の写しが田戸曹に伝えられた可能性は十分に考えられるところである。

(IV)については、(15)を除けば、ほとんど田戸曹との直接の関連を想定できないものばかりである。とくに第三層から出土した(14)や(17)は内容や文字が不明確ながら、田戸曹との関連は見出しがたく、かつ

(I)や(II)と比較すると早期に廃棄されたと考えられる。この点を重視すれば、(17)の各種木牘などは、田戸曹をはじめとする官衙やその特定の部局の責任において作成・保有されるべきものではなく、官員個人の責任において作成・保有すべきものであつたり、草稿・下書き、さらには習書だった可能性も否定できない。

右のように考へて大過ないとすれば、J22は主として、吳の臨湘侯国⁽³⁴⁾の田戸曹に集積されていた黄龍元（二二九）年から嘉禾六（二三七）年にかけての各種文書を廃棄するために利用されたと考えることができよう。⁽³⁵⁾ もつとも簡牘層と呼ばれる第二層の下の第三層からは、既述した簡牘以外にも、生活用器（青瓷器・硬陶器・釉陶器・灰陶器・銅器）、生産工具、建築材料（諸種の瓦・磚）、および銅錢（一八九枚）などの器物類が出土している【整理組一九九九B、一〇一—一三三頁】。⁽³⁶⁾ したがって、最初に簡牘以外の器物と保持・保存の必要性の低い簡牘が投棄され、やがてその上層に、保持・保存の必要性が高く、実際に臨湘侯国⁽³⁷⁾の田戸曹によつて保持・保存されたた多数の簡牘類が投棄されたのではないだろうか。この器物までもが田戸曹の所有であったのか否かは定かではないが、その数量などから判断して特定の民戸の所有品だったとも思えない。⁽³⁸⁾

おわりに

まりに多いことも認めながら、ひとまずは擇筆したいと思う。⁽³⁹⁾

註

(1) 一九九六年の発掘調査の報告が出たのも、三年後の九九年のことである【長工・長研一九九九（整理組一九九九B）】。

(2) 吳簡研討班の成果には、ほかにも『歴史研究』二〇〇一年第四期の小特集がある。

(3) 長沙吳簡研究会の吏民田家崩研究も、形態についての検討が不十分であることは認めざるをえないが、この点に関しては、既に富谷至から厳しい批判が出ている【富谷二〇〇一】。ただ簡牘を実見できないという制約を超えることは困難であって、当面は、整理組のメンバーで吏民田家崩の釈読を担当した胡平生や李均明らの成果【胡一九九八】・【胡・汪二〇〇四】・【李他一〇〇一】などに学ばなければならぬ。

(4) 賦税関係司法木牘や(9)年紀簿調査木牘などの上行文書、そして(5)や(11)の籤牌、(14)の封檢などに代表される多種多様な簡牘類は、なによりも三国・呉時代の長沙という一地域における文書行政システムとその対象となつた地域社会の全貌解明に寄与することは疑いなく、またそのような史料として分析されなければならない。そのため、長い歴史と豊かな成果に恵まれてきた戦国・秦漢時代の簡牘研究に学ぶべきことはそれこそ無数にあるのだが、反面、それを相対化させれる可能性を秘めていることも指摘しておく必要があるだろう。

(5) 長沙吳簡研究の成果と課題は、整理組のメンバーでもある王素によつてまとめられている【王二〇〇四】。また北京で吳簡研討班にも参加した経験をもつ伊藤敏雄による概観も有益である【伊藤二〇〇四】。なお以下の行論で掲げる釈文のうち、【整理組（編）一九九九A】や【整理組（編）二〇〇三】に写真が収録されているものについては、写真を参照しながら釈文をあらためたものがある。

(6) 【整理組一九九九B】も、「属于算賦性質的竹簡」に関連して賦税の内容が複雑で多岐にわたっていることは認めているが、性格や機能の点でもまことに多様なのである。

(7) 文物は第二層・第三層の両層から出土したが、それ以外にも採集さ

れたものがある【整理組一九九九B、一四~一九頁】。陶磁器、瓦、および銅錢など第三層から出土したものと同類のものが多いが、簡牘類は見られないようである。

(8) 李均明らは、正しくは「一尺四寸であったという【李他一〇〇一、四八八頁】」一尺四寸とは、儒教の經典や律文を書写するための簡の長さだが【大庭一九八四、四四頁】田家崩になぜこれらと同じ長大簡が用いられたのかは、今後の課題である。

(9) 胡平生は、左右分券以外に上下分券方式の田家崩があつたことを推測する【胡一九九八、四五頁】。

(10) ただし、「旱敗不收錢」とだけあって、納税記事を欠く田家崩もあるので、「納税者の帳簿」という表現は正しくないかもしれない。しかし問題は、田家崩がいつの時点で作成されたか、であろう。この点について、納税記事を欠く田家崩は、字数が少ないため、比較的細い木簡に大きめの文字で書写されていた(各田家崩の行数と木簡の幅の対応関係については、【李他一〇〇一】を参照されたい)。したがつて課税者の帳簿として、納税以前の早い段階で作成されたとは考えたいい。むしろ早熟の判定がすんで納税免除か否かが確定しかつ納税該当者が納税を全て完了した時点で用意されたと考えることができる。

本文に掲げた民戸の所属する丘名と姓名以下の記載事項が、末尾の署をべつにすれば、同一人により一気に書かれたことは、墨色や書風から疑いないところだからである。したがつて、結果的に納税免除になつた民戸も含め、課税該当者全員を対象として、田家崩が作成されたということだろう。少なくとも、課税するために該当者を書き出したものではない、という意味において「課税者の帳簿」と言うことはできない。

(16) 許連はJ22-2540では「吏」、番号未詳牘では「大男」となつているが、二つの木牘の内容から同一人物であることは疑いない。

(17) 前者J22-2540には、左端上部に草書体で一字書き込みがある。この文字の釈読をめぐり、胡平生(「曹」と釈読)と王素(「若」と釈読。「諾」に通じる)の間で論争があるが、番号未詳牘にも同じ書き込みがあるようである。

(18) 【伊藤一〇〇一、一〇九頁】による。

(19) したがつて、【整理組一九九九B】の分類は再検討の余地が大きいと思ふ。また【胡・李一〇〇四】は、これと同類の竹簡として地餼錢種・金布律」や龍崗出土の秦簡「禁苑律」などに見えている「參辨

券」に言及している。しかしこの語は、桿山明の「とく、「吏の立会いのものとで券を辨つ」こと、あるいは吏の立会いのものとで辨たれた券と解すべきではあるまいか【桿山一九九五、一七五~一七六頁】。

(12) 胡平生は、上下左右の四分割の可能性さえ示唆しており、その場合、税の直接の納入先である倉吏と庫吏、県衙における課税と納税の責任部局であり、田家崩の校閲も担当した田戸曹の史、そして納税者自身の民戸の四者に分有されたとする【胡一九九八、四五頁】。しかし郷を想定しないのは納得できない。

(13) ただし中村威也が整理しているように、書式からさらに「分類が可能である【中村一〇〇四】。

(14) 賦税納入簡には、邸閣の吏やそれに準じた人物(蒸弁)が介在しているものがある。その場合、「出」片が彼らに保有されていた可能性もないわけではない。

(15) 以前、長沙市博物館に展示されていたものについては、伊藤敏雄が釈文を作成・公表している【伊藤一〇〇一、一〇六~一〇九頁】。そのうちの一点には、嘉禾一(11111)年の紀年がある。このほか、【西林(監修)一〇〇四、九六頁】にもJ22-2499に先行する木牘が紹介されている。

(16) 許連はJ22-2540では「吏」、番号未詳牘では「大男」となつているが、二つの木牘の内容から同一人物であることは疑いない。

(17) 前者J22-2540には、左端上部に草書体で一字書き込みがある。この文字の釈読をめぐり、胡平生(「曹」と釈読)と王素(「若」と釈読。「諾」に通じる)の間で論争があるが、番号未詳牘にも同じ書き込みがあるようである。

(18) 【伊藤一〇〇一、一〇九頁】による。

(19) したがつて、【整理組一九九九B】の分類は再検討の余地が大きいと思ふ。また【胡・李一〇〇四】は、これと同類の竹簡として地餼錢種・金布律」や龍崗出土の秦簡「禁苑律」などに見えている「參辨

名簿を掲げるが、狹義の文書簡（11-4397）を含んでいるので、本稿では結論を留保しておきたい。

（20）【西林（監修）二〇〇四、九六頁】は、「戸籍竹簡」としてくる。

（21）このほか多くの戸主簡には、里名と爵位（公乘）なども併記されていた。

（22）【整理組（編）二〇〇三、一〇五、一〇八頁】によれば、（10）・（11）とも、冒頭の「右」字の上に墨点が打たれていたといふ。これは他の同類簡（4288、10248）にも該当例がある。なお標題簡のなかに、「廣成里謹列所□吏人名年紀爲簿」（8655）という里から県衙に送達されたと思われるものがある。安部聰一郎の教示によると、例外的な存在なようだが、事情は詳らかではない。

（23）【西林（監修）二〇〇四、九五頁】は、「戸籍木牘」としてくる。

（24）高村武幸は、帳簿（いこでは年紀簿）内容の保証証書（割符）の機能をもつ文書で、「送り状」の機能をも兼備していたことを推測している【高村二〇〇四、一八頁】。

（25）註（23）に同じ。

（26）伊藤敏雄が紹介している【伊藤一〇〇一、一〇七頁】、小武陵郷の勸農掾文畢から功曹に宛てられた年次未詳の木牘も同じような上行文書である可能性が高いが、内容の理解には困難がある。

（27）胡平生・李天虹が研究史を整理しているが【胡・李一〇〇四、六】

「一六一三頁」「私學」が身分の一種であることは、（9）のJ22-2695の内容からも疑いないように思われる。

（28）【西林（監修）二〇〇四、一〇一頁】も、「薦舉版」とする。

（29）【西林（監修）二〇〇四、一〇一頁】は、長さ一七センチ（下缺）、幅四センチのものを「書信木牘」とする。やはり行書で両面三行にわたらが、「木牘」が妥当か微妙なところである。

（30）【西林（監修）二〇〇四、一〇一頁】は、「名刺木牘」とするが、

11・1セントという数値と一行といふ行数からして、「木簡」とすべからずある。

（31）【整理組一九九九B、一一三～一四頁】によると、J22(3)2640の背面には習字があり、J22(3)2638には文字がないといふ。

（32）谷口建速は、【整理組（編）二〇〇三】に収録された竹簡に含まれてゐる、冒頭の「出」字を記すものに注目し、これが倉からの穀物搬出に関わる竹簡であることを指摘している【谷口二〇〇五】。

（33）胡平生・李天虹は、田家荋は収税米別、収租米別、収布別、収錢別、および田家佃田頃畝旱熟別などを基礎にして作成されたとする【胡・李一〇〇四、六〇六～六〇七頁】。前二者はともかく、最後の旱熟別は具体例もなく、文書としての性格・機能からも首肯しがたい。また一方、賦稅納入簡に見える税種は多様であつて、田家荋に頻出する税米・租米に限定されないことも本文に述べたとおりである。

（34）註（24）、参照。

（35）出土した簡牘の最古の紀年は、後漢極末の建安二五（一二一〇）年であり（J22-2263）、吳最初期の黃武元（一二二）年のものもあるが（J22-2178）。圧倒的多数は本文で述べた期間に収斂される。

（36）ただし生活用器のなかには破損を受けずに完存しているものも少なくなく、青瓷器では完存が五二件にも達する【整理組一九九九B、一〇頁】。

（37）ただ第二層から出土した夥しい数の簡牘が一度に全て投棄されたと考える必要はないし、また考えられない。詳細な出土状況は【整理組一九九九B、七頁】を参照されたいが、一七種中で紀年が最も新しい吏民田家荋は、部分的ながら竹簡の上に押しつぶされるようなかつこで埋納されていたといふ。

（38）生活用品中の陶磁器の特徴については、【整理組一九九九B、四一～四二頁】を参照されたい。

(39) 本文では、「田戸曹」を、県衙（臨湘侯国）の單一の部局と解釈してきたが、田曹と戸曹を総称した可能性もあるし、その職掌についても名称からの推定に頼っている。この点も田家前や賦税納入簡に見えている田土や諸税の性格などとともに、さらに検討が必要であろう。

【文献一覧】

〔日文・五十音順〕

- 安部聰一郎二〇〇四 「長沙吳簡にみえる名籍の初步的検討」、吳簡研（編）二〇〇四、三九一五三頁。
- 伊藤敏雄二〇〇一 「長沙走馬樓簡牘調査見聞記」、吳簡研（編）二〇〇一、九四一〇九頁。
- 伊藤敏雄二〇〇四 「三国吳の地方政府をめぐる膨大な新史料（長沙走馬樓三国吳簡）—地下からの贈り物 簡牘資料の価値と研究状況（第十回）」、「東方」第二八四号、一八一二二頁。
- 大庭脩一九八四 『木簡学入門』、東京、講談社。
- 關尾史郎二〇〇一 「吏民田家別の性格と機能に関する一試論」、吳簡研（編）二〇〇一、三一五頁。
- 高村武幸二〇〇四 「長沙走馬樓吳簡にみえる郷」、吳簡研（編）二〇〇四、一四一三八頁。
- 谷口建速二〇〇五 「穀物搬出文書の復元と検討」、長沙吳簡研究会例会報告（二〇〇五年六月一八日）。
- 長沙吳簡研究会（吳簡研）二〇〇一 （編）「嘉禾吏民田家別研究—長沙吳簡研究報告・第一集—」、東京、長沙吳簡研究会。
- 長沙吳簡研究会（吳簡研）二〇〇四 （編）「長沙吳簡研究報告」第一集、東京、長沙吳簡研究会。
- 富谷至二〇〇一 〔王維坤訳〕「閩于二〇〇一年日本の中国古代史（秦漢至六朝）研究」、黄留珠・魏全瑞（主編）「周秦漢唐文化研究」第一輯、長沙市文物考古研究所・中国文物研究所・北京大学歴史学系 走馬樓簡牘整理組（整理組）一九九九A（編）「長沙走馬樓三国吳簡 嘉禾吏民田

二五九一六七頁、西安、三秦出版社。

中村威也一〇〇四 「獸皮納入簡から見た長沙の環境」、吳簡研（編）二〇〇四、五四一六八頁。

西林昭二〇〇四 （監修）「湖南省出土古代文物展覽 古代中国の文字と至宝」、東京、毎日新聞社／（財）毎日書道会。

桿山明一九九五 「刻齒簡牘初探—漢簡形態論のために—」、「木簡研究」第一七号、一六五一八六頁。

桿山明一〇〇一 「魏晋樓蘭簡の形態—封檢を中心として—」、富谷至（編）「流沙出土の文字資料—樓蘭・尼雅文书を中心にして」、一三五一一六〇頁、京都、京都大学学術出版会。

〔中文・画数順〕

- 王素二〇〇四 「長沙走馬樓三国吳簡研究の回顧与展望」、研討班（編）二〇〇四、一三九頁。
- 王雲一九九〇 「魏晋南北朝時期の度量衡」、河南省計量局（編）「中国古代度量衡論文集」、三三一三三七頁、鄭州、中州古籍出版社。
- 于振波二〇〇四 「走馬樓吳簡初探」、台北、文津出版社。
- 北京吳簡研討班（研討班）二〇〇四 （編）「吳簡研究」第一輯、武汉、崇文書局。

李均明・周自如・楊慧（李他）二〇〇一 「關於長沙走馬樓嘉禾吏民田家別的形制特徵」、李學勤・謝桂華（主編）「簡帛研究二〇〇一」、四八五九一頁、桂林、廣西師範大学出版社。

長沙市文物工作隊・長沙市文物考古研究所（長工・長研）一九九九（宋少華・何旭紅執筆）「長沙走馬樓二〇〇四発掘簡報」、「文物」一九九九年第五期、四一五頁、彩版一四、表紙。

長沙市文物考古研究所・中国文物研究所・北京大学歴史学系 走馬樓簡牘整理組（整理組）一九九九A（編）「長沙走馬樓三国吳簡 嘉禾吏民田

家莖』二冊、北京、文物出版社。

長沙市文物考古研究所・中国文物研究所・北京大学歴史学系走馬樓簡牘整理組（整理組）一九九九B（宋少華・何旭紅執筆）「長沙走馬樓一二二号井發掘報告」整理組（編）一九九九A（上）、三一六〇頁。

長沙市文物考古研究所・中国文物研究所・北京大学歴史学系走馬樓簡牘整理組（整理組）二〇〇三（編）『長沙走馬樓三国吳簡竹簡〔壹〕』三冊、北京、文物出版社。

胡平生一九九八「木簡券書破別形式述略」、甘肃省文物考古研究所・西北師範大學歴史系（編）『簡牘學研究』第二輯、四一~五〇頁、蘭州、甘肅人民出版社。

胡平生二〇〇一「嘉禾四年吏民田家莖研究」、『中國出土資料研究』第五号、四一~一一頁。

胡平生・李天虹二〇〇四「長江流域出土簡牘与研究」、武汉、湖北教育出版社。

胡平生・汪力工二〇〇四「走馬樓吳簡：嘉禾吏民田家莖；合同符号研究」、中国文物研究所（編）『出土文献研究』第六輯、二三九~二五九頁、上海、上海古籍出版社。

【付記】本稿は、平成一六年一八年度科学的研究費補助金（基盤研究（B）(1)「長沙走馬樓出土吳簡に関する比較史料学的研究とそのデータベース化」（代表、關尾）による研究成果の一部である。